

差異のある主な住民サービス事業一覧（主に個人を対象とするもの）

資料 2

連番	分類	協議項目	事業名	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
1	の国民健康保険事業	22	国保事業脳ドック検査費用助成事業	(対象) 国保加入者で40歳以上の者 (内容) 脳ドック検査費用の一部助成 (助成額) 14,700円	脳ドックは一般事業として実施 (対象) 40歳以上 (負担額) 15,000円(村助成30,000円)	該当なし
2		22	国保事業人間ドック	該当なし	(対象) 国保加入者で40～69歳の者 (内容) 1日人間ドック (負担額) 3,000円	該当なし
3	介護保険事業の取扱い	23	介護サービス利用券交付事業	(対象) 要介護度3以上、低所得者、居宅サービス利用者 (内容) 介護サービス利用券の交付 (負担額) 月額2,000円分	該当なし	該当なし
4		23	家族介護慰労金支給事業	(対象) 要介護度4～5及びこれに相当する状態の者で次にあてはまる者を在宅で介護している低所得世帯の家族 ・1年以上居住 ・1年間介護サービスを利用していない ・介護保険料を完納している (内容) 慰労金支給 (支給額) 10万円	該当なし	該当なし
5		23	介護保険料低所得者減免措置	(対象) 保険料第1・2段階の者 非課税収入を含む年間収入が140万円未満(1人増える毎に60万円加算) 預貯金の額が100万円未満(1人増える毎に50万円加算) 保険料に未納がない者 居住用以外の資産を所有していない者 市民税課税者に扶養されていない全ての要件を満たしている者 第1段階の者0.5 0.25 第2段階の者0.75 0.5 に減免	該当なし	該当なし
6		23	介護保険料	平成15～17年度までの第2期介護保険事業計画に基づく介護保険料基準額 3,800円	平成15～17年度までの第2期介護保険事業計画に基づく介護保険料基準額 4,742円	平成15～17年度までの第2期介護保険事業計画に基づく介護保険料基準額 3,759円
7	まちづくり関係	26-1-1	定住奨励金	該当なし	該当なし	(対象) Uターン者、新規転入者(転入届提出後、1年経過後) (支給額)・単身者 10万円 ・家族を伴うもの 20万円
8		26-1-1	就職祝金	該当なし	該当なし	(対象) 新規学卒者 (支給額) 5万円
9		26-1-1	住宅新築等助成金	該当なし	該当なし	(対象) Uターン者、新規転入者、産業後継者が、村内に住宅を新築した者(登記終了後) (助成額) 50万円
10		26-1-1	結婚祝金	該当なし	該当なし	(対象) Uターン者、新規転入者、産業後継者が、結婚する、またはした者 (支給額) 1組 10万円

連番	分類	協議項目	事業名	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
11	くり関係	26-1-1	人材育成研修・派遣事業(中学生ハワイ研修を除く)	該当なし	該当なし	(対象事業) 栽培及び養殖技術の開発、地場産品及び新製品の開発、工業技術の研究開発、地域活性化リーダー及びスポーツ指導者の育成、地域イベントの開発等のための研修派遣事業(中学生ハワイ研修は教育文化専門部会で検討) (対象) ・研修派遣期間は5日以上1年以下 ・対象者は18歳以上45歳未満が基本(派遣後最低5年の村内居住が条件) (助成額) 事業費の2/3以内
12	市民活動関係	26-3-1	火葬場使用料	(使用料) ・13歳以上 市内5,000円 市外30,000円 ・13歳未満 市内3,300円 市外20,000円	(使用料) ・13歳以上 村内10,000円 村外30,000円 ・13歳未満 村内8,000円 村外25,000円	該当なし
13		26-3-1	火葬場使用料助成事業	該当なし	(対象) 石狩市火葬場を使用した者で、厚田村に住所を有する者が死亡した場合、又は厚田村の住民である者が使用した場合 (助成額) 石狩市火葬場使用料 - 厚田村火葬場使用料	該当なし
14	医療給付関係	26-3-3	老人医療費助成事業	(対象) 65～70歳未満(老健該当者を除く)で所得基準を超えない次の者 ・一人暮らしの者 ・老人夫婦世帯 ・18歳未満の子と老人世帯 (助成額) 老人保健法に準ずる 居住形態等特別な事情に限り、68～70歳未満の者で引き続き1年以上市民である者は、市単独分で補っている	(対象) 65～70歳未満(老健該当者を除く)で所得基準を超えない次の者 ・一人暮らしの者 ・老人夫婦世帯 ・18歳未満の子と老人世帯 (助成額) 老人保健法に準ずる	(対象) 65～70歳未満(老健該当者を除く)で所得基準を超えない次の者 ・一人暮らしの者 ・老人夫婦世帯 ・18歳未満の子と老人世帯 (助成額) 老人保健法に準ずる
15		26-3-3	乳幼児医療費助成事業	(対象) ・通院 4歳未満まで(月末) ・入院 6歳未満まで(月末) (助成額) 医療費(一部対象外)	(対象) ・通院 3歳未満まで(月末) ・入院 6歳未満まで(月末) (助成額) 医療費(一部対象外)	(対象) ・通院 6歳未満まで(年度末) ・入院 6歳未満まで(年度末) (助成額) 医療費(一部対象外)
16		26-3-3	幼児、児童及び生徒歯科医療費助成事業	該当なし	該当なし	(対象) 3歳から義務教育終了年度末まで (助成額) 歯科医療費(一部対象外)
17		26-3-3	重度心身障害者医療費助成事業	(対象) ・身障者手帳1～2級、又は3級(一部対象外)の交付を受けている者 ・重度の知的障害と診断された者 (助成額) 医療費(一部対象外) 所得制限において対象とならない者は、市単独事業として補っている	(対象) ・身障者手帳1～2級、又は3級(一部対象外)の交付を受けている者 ・重度の知的障害と診断された者 (助成額) 医療費(一部対象外)	(対象) ・身障者手帳1～2級、又は3級(一部対象外)の交付を受けている者 ・重度の知的障害と診断された者 (助成額) 医療費(一部対象外)

連番	分類	協議項目	事業名	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
18	医療給付関係	26-3-3	母子家庭等医療費助成事業	(対象) ・母子家庭や両親死亡等により他の家庭で扶養等されている18歳までの子と母 ・母子家庭などの母に扶養されている18歳から20歳までの子と母 (助成額) 医療費(一部対象外) 所得制限において対象とならない者は、市単独事業として補っている	(対象) ・母子家庭や両親死亡等により他の家庭で扶養等されている18歳までの子と母 ・母子家庭などの母に扶養されている18歳から20歳までの子と母 (助成額) 医療費(一部対象外)	(対象) ・母子家庭や両親死亡等により他の家庭で扶養等されている18歳までの子と母 ・母子家庭などの母に扶養されている18歳から20歳までの子と母 (助成額) 医療費(一部対象外)
19	関係社会福祉	26-3-4	生活困窮者生活つなぎ資金貸付	該当なし	該当なし	(対象) 生活困窮におちいった低所得世帯 (貸付額) 1世帯 10万円 (償還期間) 10ヶ月以内(無利子)
20	高齢者福祉関係	26-3-5	寝たきり高齢者等外出支援サービス事業	(対象) 市内に居住し、車いす等でしか移動できず、次に該当するもの(老人バスカード、身障者福祉タクシー利用券交付の者は除く) ・概ね65歳以上で要介護度4,5の者 (内容) ・市内医療機関への通院、入退院 ・市主催事業への参加支援 (負担額) 経費の1割	該当なし	該当なし
21		26-3-5	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	(対象) 常に寝たきり状態にある次の者 ・概ね65歳以上 ・身障手帳1~2級以上である6歳以上の者 ・療育手帳A判定である6歳以上の者 (内容) 寝具の洗濯、乾燥、消毒 (負担額) 1回 500円	(対象) 65歳以上の一人暮らしの者、老人夫婦世帯 (内容) 寝具の洗濯、乾燥、消毒 (負担額) なし	(対象) 一人暮らしの高齢者、重度身障者 (内容) 寝具の洗濯、乾燥、消毒 (負担額) 実費 1組 1,000円
22		26-3-5	寝たきり高齢者等理美容サービス事業	(対象) 常に寝たきり状態にある次の者 ・概ね65歳以上 ・身障手帳1~2級以上である6歳以上の者 ・療育手帳A判定である6歳以上の者 (内容) 散髪 (負担額) ・散髪 1,500円 ・散髪+髻剃り 2,000円	該当なし	(対象) 老衰、心身障害のため理美容院へ出向くことが困難な高齢者 (内容) 散髪 (負担額) なし
23		26-3-5	軽度生活援助事業	(対象) 65歳以上であって自力で除雪のできない者、又身障者手帳1~2級所持者等(条件あり) (内容) 除雪 (負担額) 3区分で1時間当たり、0円、300円、500円	(対象) 65歳以上の一人暮らしの者、老人夫婦世帯 (内容) 除雪 (負担額) なし	(対象) 一人暮らしの高齢者 (内容) ・日常生活の援助 ・除雪 (負担額) ・日常生活の援助 30分~1時間 150円 ・除雪 除雪1シーズン 5,000円 排雪1回 1,000円
24		26-3-5	配食サービス	(対象) ・食事を作ることが困難な者 ・概ね65歳以上 ・身障者手帳1~2級所持者 ・療育手帳A判定 (内容) 夕食の配送 (負担額) 実費 1食 350円	(対象) 要支援高齢者及びひとり暮らし高齢者 (内容) 週5回の夕食配送 (負担額) 1食 350円	(対象) ・高齢者の単身世帯 ・世帯全員が高齢者世帯 ・身障、老衰等の理由により調理が困難な者 (内容) 食事の配送 (負担額) ・ご飯つき 350円 ・おかずのみ 300円

連番	分類	協議項目	事業名	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
25	高齢者福祉関係	26-3-5	いきいきデイサービス事業	(対象) 概ね65歳以上の者で、介護保険法による認定の結果、要支援、要介護に該当しないこととなった者。更にサービス検討審査会において要介護者と判定された者。 (内容) 3事業所への通所サービス (負担額) 食費のほか3区分で経費の0%、5%、10%	(対象) 概ね65歳以上の者で介護保険法による認定の結果、介護保険に該当しなかった者 (内容) デイサービス (負担額) 1割負担	(対象) 在宅の高齢者 (内容) デイサービスセンターを利用した生活指導、健康チェック、入浴サービス等 (負担額) ・送迎あり 1回 1,000円 ・送迎なし 1回 900円
26		26-3-5	いきがいショートステイ事業	(対象) 概ね65歳以上の者で次に該当し、高齢者自立審査会で要介護者と判断された者 ・医師等の特別な治療を要しない者 ・日常生活を営むため介護を必要とする者 ・介護保険法による要支援、要介護に該当せず、又は明らかに該当しないと判断される者 (内容) 1事業所へのショートステイ (負担額) 3区分により経費の0%、5%、10%	該当なし	(対象) 社会生活が困難な高齢者 (内容) 2事業所へのショートステイ (負担額) 各施設の利用料を30で除した額
27		26-3-5	家族介護用品支給事業	(対象) ・概ね65歳以上 ・身障手帳1～2級以上であって、4歳以上の寝たきり状態の者 ・療育手帳A判定であって、4歳以上の寝たきりの者 (内容) 紙おむつ給付 (負担額) なし	該当なし	(対象) ・介護保険制度の給付対象となっている要支援、要介護状態の者 ・身障手帳1～2級以上の者 ・療育手帳A判定の者 (内容) 紙おむつ、尿取りパッド等 (負担額) なし
28		26-3-5	徘徊高齢者家族支援サービス事業	(対象) ・65歳以上の痴呆性老人で徘徊を繰り返す者 ・40～64歳の初老期痴呆の者で徘徊を繰り返す者 (内容) 対象者の現在位置を検索することができる検索機器と必要に応じFAXを無料貸与 (負担額) ・基本利用料 月980円 ・位置情報送信料 1回10円 ・電話通信料 1回10円	該当なし	該当なし
29		26-3-5	重度心身障害者紙おむつ支給サービス事業	(対象) ・概ね65歳以上で寝たきり状態等の者 ・身障手帳1～2級以上であって、4歳以上の寝たきり状態の者 ・療育手帳A判定であって、4歳以上の寝たきりの者 (内容) 紙おむつ支給 (負担額) なし	該当なし	該当なし
30	26-3-5	日常生活用具給付事業	(対象) 在宅で65歳以上の寝たきり及び一人暮らし老人 (内容) 電磁調理器、火災報知器、自動消火器、歩行支援車、すべり止めマット (負担額) 2区分により、0%、10%	(対象) 在宅で65歳以上の寝たきり及び2人暮らし老人 (内容) 電磁調理器、火災報知器、自動消火器、歩行支援車、すべり止めマット (負担額) 2区分により、0%、10%	(対象) 介護保険制度受給対象とならない寝たきり高齢者及び虚弱高齢者 (内容) 医師、理学療法士、作業療法士の何らかの者が必要と認められた用具を貸与及び給付 (負担額) 6区分で0～全額	

連番	分類	協議項目	事業名	石狩市	厚田村	浜益村
31	高齢者福祉関係	26-3-5	長寿祝金	(対象) 基準日において、6ヶ月以上住所を有する者で、70歳、77歳、88歳、99歳、100歳の者 (支給額) ・70歳 10,000円 ・77歳 15,000円 ・88歳 20,000円 ・99歳 30,000円 ・100歳 50,000円	(対象) 基準日において、6ヶ月以上住所を有する者で、70歳、77歳、88歳、99歳の者 (支給額) ・70歳 13,000円 ・77歳 15,000円 ・88歳 30,000円 ・99歳 50,000円	該当なし
32		26-3-5	家族介護者ヘルパー受講支援事業	(対象) ・市内の在宅の要介護者等を無報酬で介護していること ・要介護者等と3親等以内の関係にあり、かつ同居している場合であっても、同居に準ずる介護実態が認められる場合はこの限りでない。 ・資格取得が初めてであること ・資格を取得した日から1年を超えないこと (内容) 2～3級のヘルパー資格を取得した場合 (助成額) ・対象経費の1/2 ・市内で開催した研修課程を受講した場合は、1万円、市外で開催した研修課程又は通信教育による研修課程を受講した場合は、2万円を上限	該当なし	該当なし
33		26-3-5	高齢者等消融雪機器設置費補助事業	(対象) 所有する住宅で65歳以上の高齢者世帯及び重度の障害者世帯であって、次のいずれにも該当するもの ・引き続き1年以上居住している者 ・借地の場合は、地主から設置の承諾を得ている者 ・貸付金を確実に償還する能力のある者 (補助額) 対象経費の1/4(15万円限度) (貸付額) 対象経費から補助金を差し引いた額(65万円限度、45月以内)	該当なし	該当なし
34		26-3-5	保養センター入浴利用券交付事業	(対象) 引き続き6ヶ月以上居住する者で、次のいずれかに該当する者 ・70歳以上の在宅の者 ・身障手帳1～2級所持者 ・療育手帳A判定 (内容) 入浴券交付(月割計算) (負担額) なし	(対象) ・65歳以上の者 ・身障手帳1～2級所持者とその介護者 (内容) 浜益温泉への入浴 (負担額) なし	(対象) ・70歳以上の高齢者 ・重度心身障害者 (内容) 浜益保養センター利用券交付 (負担額) なし
35		26-3-5	高齢者バスカード交付事業	(対象) 引き続き6ヶ月以上居住している70歳以上の者 (内容) 利用相当額5,000円(10/1以降交付するものは3,000円) (負担額) なし	該当なし	該当なし

連番	分類	協議項目	事業名	石狩市	厚田村	浜益村
36	障害者福祉関係	26-3-6	身障者移送サービス事業	(対象) 市内に居住し、身障者手帳1～2級を所持しており、日常生活において外出困難で移動の手段の確保が必要な者 (内容) 補そう具の判定の送迎等	該当なし	該当なし
37		26-3-6	知的障害者日常生活用具給付等事業	(対象) ・療育手帳所持者 ・在宅の方 (内容) 特殊マット、特殊便器、火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、電磁調理器 (負担額) 国の負担額算定基準で定める額	該当なし	(対象) ・療育手帳所持者 ・在宅の方 (内容) 特殊マット、特殊便器、火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、電磁調理器 (負担額) 国の負担額算定基準で定める額
38		26-3-6	身体障害者自助具給付事業	(対象) ・市内に居住している者 ・身障手帳1～2級所持者 ・所得税非課税世帯に属する者 (内容) 読書スタンド、トイレ付ベット、入浴用リフト、空気清浄機等の給付 (負担額) 4区分で0円、2,250円、2,900円	該当なし	該当なし
39		26-3-6	心身障害者入浴サービス事業	(対象) 市内に居住し、居宅での入浴が困難で、かつ医師が入浴可能と認めた者で、次のいずれかに該当する者 ・身障手帳1～2級所持者 (内容) 移動入浴車の派遣 (負担額) なし	該当なし	該当なし
40		26-3-6	福祉タクシー助成事業	(対象) 6ヶ月以上居住し、身障手帳1～2級の視覚、下肢、体幹、心臓、じん臓機能障害の者 (内容) 利用券の交付 (助成額) 乗車料金のうち、基本料金について助成	該当なし	(対象) 重度障害者 (内容) タクシーチケットの交付 (助成額) 1人 年額12,000円以内(月割)
41		26-3-6	身体障害者自動車運転免許取得費助成	(対象) 市内に居住している身体障害者 (内容) 免許取得費の一部助成 (助成額) 105,000円	該当なし	該当なし
42		26-3-6	身体障害者用自動車改造費助成	(対象) 市内に居住し、身障者手帳を所持している重度の肢体不自由者であって、次のいずれにも該当する者 ・所有する自動車の操向装置、駆動装置等のうち部を改造する必要がある者 ・特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者 ・前に助成金を受けているものは、6年経過している者 (内容) 自動車改造経費の一部助成 (助成額) 10万円(操向装置及び駆動装置の改造に要する経費)	該当なし	該当なし

連番	分類	協議項目	事業名	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
43	係 障 害 者 福 祉 関	26-3-6	心身障害者 ホームヘルプ 派遣事業	(対象) 日常生活を営む上で、重度心身障害及び知的障害者のいる家庭であって、家族が介護を行えない、又は困難な状況にある場合 (内容) ホームヘルパーを派遣 (負担額) 時間帯に応じ設定(所得状況により減免あり)	該当なし	該当なし
44	係 児 童 母 子 福 祉 関	26-3-7	出産祝金	該当なし	(対象) 引き続き1年以上居住している出生児と同一世帯の父又は母 (内容) 祝金支給 (支給額) 出生児1子につき、10万円	(対象) 1年以上居住し、現に2人以上の子を扶養し、第3子を扶養する者 (内容) 対象なった子が小学校入学時及び中学校卒業時に祝金支給 (支給額) ・小学校入学時 20万円と利子相当額 ・中学校卒業時 30万円と利子相当額
45	保 育 所 関 係	26-3-8	へき地保育所 運営事業	(対象) 1歳以上 (内容) 児童福祉施設最低基準に沿って実施 (保育料) 12,000円	(対象) 3歳以上 (内容) ・延長保育あり ・夏期休暇、冬期休暇あり ・給食あり (保育料) 10,000円(給食費3,800円含む)	(対象) 3歳以上 (内容) ・延長保育あり ・夏期休暇、冬期休暇あり (保育料) 6,500円
46		26-3-8	保育園運営事業	(対象) 1歳6ヶ月以上 (保育料) 19階層により設定されている。	該当なし	該当なし
47		26-3-8	一時的保育	(対象) 1歳6ヶ月以上 (内容) ・非定型的保育サービス ・緊急保育サービス ・私的理由による保育サービス ・1月に15日以内 (保育料) 大きく4区分で設定されている。	該当なし	該当なし
48		26-3-8	時間延長保育	(対象) 1歳6ヶ月以上(在園児童) (内容) 保育時間の開・閉所前後30分 (保育料) ・30分 日額150円(月限度額3,000円) ・1時間 日額300円(月限度額6,000円)	該当なし	該当なし
49		26-3-8	障害児保育	(対象) 3歳以上で軽度障害を有し、集団保育が可能であり、かつ通所できる者 (保育料) 通常の保育料と同じ(仮入所措置が必要である場合は、その期間は徴収しない。)	該当なし	該当なし
50		26-3-8	乳児保育	(対象) 生後8週間以上1歳未満 (保育料) 通常の保育料と同じ	該当なし	該当なし
51		26-3-8	保育所給食	給食費は、保育料の中に含まれる(3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食のみ)	該当なし	該当なし
52	係 健 康 つ くり 関	26-3-9	骨粗しょう症 検診事業	(対象) 18～59歳の女性 (負担額) 500円(国保加入者、生活保護者、市民税非課税世帯は無料、節目検診受診者は節目検診料に含まれる)	(対象) 20歳以上の女性 (負担額) 2,000円	(対象) 全村民 (負担額) 2,000円

連番	分類	協議項目	事業名	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
53	健康づくり関係	26-3-9	老人保健事業 基本健康診査	(対象) 40歳以上 (内容) 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、糖代謝検査 (負担額) 500円(70歳以上、老健受給者、国保加入者、生活保護世帯、市民税非課税世帯はなし)	(対象) 35歳以上 (内容) 問診、身体計測、血圧測定、尿検、血液検査、心電図検査 (負担額) 1,000円(国保加入者はなし)	(対象) 40歳以上 (内容) 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査 (負担額) 500円(国保加入者はなし)
54		26-3-9	保健師職員養成奨学資金貸付事業	該当なし	(対象) 有資格保健師、看護師等として、卒業後本村で働く意思がある者 (内容) ・奨学資金の貸付 ・本村に3年以上勤務しなければならない ・3年以上継続して勤務した者は、奨学資金の返還を免除される (貸付額)・保健師、看護師 月額5万円以内 ・准看護師 月額3万円以内	(対象) 有資格保健師、看護師等として、卒業後本村で働く意思がある者 (内容) ・奨学資金の貸付 ・本村に3年以上勤務しなければならない ・3年以上継続して勤務した者は、奨学資金の返還を免除される (貸付額)・保健師、看護師 月額3万円以内 ・准看護師 月額2万円以内
55	保健サービス関係	26-3-10	結核予防事業 (結核検診)	(対象) 15歳以上 (負担額) なし	(対象) 19歳以上 (負担額) なし	(対象) 19歳以上 (負担額) なし
56		26-3-10	予防接種事業 (三種混合)	(対象) 生後3ヶ月～90ヶ月 (負担額) なし	(対象) 乳幼児 (負担額) なし	(対象) 乳幼児 (負担額) なし
57		26-3-10	予防接種事業 (二種混合)	(対象) 生後3ヶ月～90ヶ月、小学6年生 (負担額) なし	(対象) 小学6年生 (負担額) なし	(対象) 乳幼児、児童 (負担額) なし
58		26-3-10	予防接種事業 (麻しん)	(対象) 生後12ヶ月～90ヶ月 (負担額) なし	(対象) 乳幼児 (負担額) なし	(対象) 乳幼児 (負担額) なし
59		26-3-10	予防接種事業 (風しん)	(対象) 生後12ヶ月～90ヶ月、中学生 (負担額) なし	(対象) 乳幼児 (負担額) なし	(対象) 乳幼児 (負担額) なし
60		26-3-10	予防接種事業 (ポリオ)	(対象) 生後3ヶ月～90ヶ月 (負担額) なし	(対象) 乳幼児 (負担額) なし	(対象) 乳幼児 (負担額) なし
61		26-3-10	乳幼児歯科検診	(対象) 歯が生えてから4歳児 (内容) 歯科検診、フッ素塗布 (負担額) なし	(対象) 歯が生えてから就学前児 (内容) 歯科検診、フッ素塗布、サホライド塗布(希望者のみ) (負担額) なし	(対象) 概ね1歳から就学前児 (内容) 歯科検診、フッ素・サホライド塗布(希望者のみ) (負担額)・フッ素 1顎 150円 2顎 300円 ・サホライド 200円
62		26-3-10	肝炎ウイルス検診	(対象) 40・45・50・55・60・65・70歳の節目年齢、過去に肝機能異常を指摘された或いは手術や出産で大量出血の既往がある者 (内容) 問診、HCV抗体検査、HBs抗原検査 (負担額)・HCV抗体検査+HBs抗原検査 700円 ・HCV抗体検査のみ 570円 ・HBs抗原検査のみ 130円	(対象) 35歳以上(希望者) (負担額) 500円	(対象) 健康診査の対象者のうち、40・45・50・55・60・65・70歳の者 (内容) 問診、HCV抗体検査、HBs抗原検査 (負担額) なし

連番	分類	協議項目	事業名	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
63	保健 サー ビス 関係	26-3-10	一般健康診査	(対象) 18歳～39歳の者 (内容) 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血液化学検査、貧血検査、肝機能検査 (負担額) 500円(国保加入者、生活保護世帯、市民税非課税世帯はなし)	該当なし	該当なし
64		26-3-10	がん検診 (胃がん検診)	(対象) 30歳以上 (負担額) ・39歳以下 2,000円 ・40歳以上 1,500円	(対象) 35歳以上 (負担額) 500円(国保加入者は無料)	(対象) 40歳以上 (負担額) 500円(国保加入者は無料)
65		26-3-10	がん検診 (大腸がん検診)	(対象) 40歳以上 (負担額) 1,000円	(対象) 35歳以上 (負担額) 500円(国保加入者は無料)	(対象) 40歳以上 (負担額) 500円(国保加入者は無料)
66		26-3-10	がん検診 (肺がん検診)	(対象) 40歳以上 (負担額) ・喀痰検査 500円 ・肺がん検診検診受診時の該当者 1,000円	(対象) 35歳以上 (負担額) 喀痰検査800円(国保加入者は400円)	(対象) 40歳以上 (負担額) 500円(国保加入者は無料)
67		26-3-10	がん検診 (乳がん検診)	(対象) 30歳以上(マンモグラフィー併用検診は50歳以上) (負担額) ・視触診 1,300円 ・マンモグラフィー 1,200円	(対象) 30歳以上 (負担額) ・視触診 500円 ・マンモグラフィー 1,000円 (国保加入者は無料)	(対象) 30歳以上 (負担額) ・視触診 500円 ・マンモグラフィー 1,300円 (国保加入者は無料)
68		26-3-10	がん検診 (子宮がん検診)	(対象) 30歳以上 (負担額) ・頸部 1,500円 ・体部 1,000円 (70歳以上、老健受給者、国保加入者、生活保護世帯、市民税非課税世帯はなし)	(対象) 30歳以上 (負担額) ・頸部 500円 ・体部 500円 (国保加入者はなし)	(対象) 30歳以上 (負担額) ・頸部 500円 ・体部 500円 (国保加入者はなし)
69		26-3-10	節目健康診査	(対象) 40・45・50・55・60・65・70歳の者 (内容) 基本健康診査、肝炎ウィルス検診、歯周病検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診 (負担額) ・男性 2,500円 ・女性 4,000円 (老健受給者、国保加入者、生活保護世帯、市民税非課税世帯はなし)	該当なし	(対象) 各検診により異なる (内容) 結核検診、胃がん検診、喀痰細胞診、肺がん検診、大腸がん検診、 (負担額) 4,300円(農業従事者はJA負担、国保加入者は国保負担)
70		26-3-10	在宅寝たきり者訪問歯科検診事業	(対象) 寝たきり状態にある者で通院困難な者 (負担額) なし	該当なし	該当なし
71		26-3-10	エキノコックス検査	(対象) 小学3年生以上で5年間検査を受けていない者 (内容) 血液検査 (負担額) なし	(対象) 10歳以上 (内容) 血液検査 (負担額) なし	(対象) 40歳以上 (内容) 血液検査 (負担額) なし
72		ごみ対策関係	26-3-12	生ごみ処理機購入費補助事業	(対象) 電動・非電動を購入する者 (内容) 購入費の一部助成 (助成額) 電動1/2以内(20,000円限度) 非電動1/2以内(2,000円限度) 但し、3ヵ年事業で15～17年度	該当なし

連番	分類	協議項目	事業名	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
73	係	26-3-12	し尿処理手数料	(単価) 1L 4円54銭	(単価) 1L 6円	(単価) 1L 7円35銭
74		26-3-12	個別排水処理施設使用料	該当なし	(使用料)・基本料金(5m ³ まで) 850円 ・超過料金(1m ³ につき) 180円	該当なし
75	農業関係	26-4-1	後継者育成助成金	該当なし	該当なし	(対象) ・就業のため必要な備品等を購入した農業、畜産業、漁業、商工業の産業後継者 ・技術取得のため、講習会等に参加した産業後継者(10日以上1年を限度) (内容)・備品購入 購入費の一部助成 ・講習参加 参加費の一部助成 (助成額)・備品購入 1/2(50万円限度) ・講習参加 1/2(30万円限度)
76		26-4-1	体験就業奨励金	該当なし	該当なし	(対象) 農漁業に体験的(6ヶ月~1年)に就業しようとする16歳以上35歳未満の居住者 (内容) 就業後1ヶ月経過後、支給 (支給額) 1ヶ月につき3万円
77		26-4-1	体験就業受入奨励金	該当なし	該当なし	(対象) 農漁業に体験的(6ヶ月~1年)に就業しようとする者を受け入れる農漁業経営者 (内容) 受入後、支給 (支給額) 1ヶ月につき3万円
78		26-4-1	農林漁業特別振興資金貸付事業	該当なし	(対象) 農林漁業の生産等を目的とした農林漁業者の組織する団体又は団体の構成員 (内容) 施設、機械、種子、小家畜、その他の区分により貸付 (貸付額)・団体 1事業 500万円以内 ・個人 100万円以内	該当なし
79	係公園	26-4-5	墓地使用料、管理料	(使用料) 1区画 30,000円 (管理料) 1区画 30,900円 (面積) 6m ² 以内	(使用料) 1区画 30,000円 (管理料) なし (面積) 6m ² 以内	該当なし
80	商工業関係	26-4-6	勤労者等生活資金貸付事業	該当なし	該当なし	(対象) 中小企業の事業所に6ヶ月以上勤務し、引き続き勤務する意思のある者で公的年金の支給を受けているもの (内容) 緊急生活資金の貸付 (貸付額) 20万円
81	係建設	26-5-1	消融雪機器設置費貸付事業	(対象) 宅地内に消融雪機器を設置する者 (内容) 設置費用の一部を貸付 (貸付額) 80万円以内	該当なし	該当なし
82	関係公営住宅	26-5-4	公営住宅駐車場使用料	(使用料) 月額2,500円	該当なし	該当なし
83		26-5-4	単身者住宅使用料	該当なし	(使用料) 月額3万円	該当なし

連番	分類	協議項目	事業名	石狩市	厚田村	浜益村
84	上水道関係	26-5-6	水道料金	(料金) ・13mm(7㎡まで) 1,300円 ・20mm(7㎡まで) 1,600円 ・25mm 4,300円 ・30mm 6,800円 ・40mm 10,900円 ・50mm 20,500円 ・75mm 34,200円 ・100mm 34,200円 ・臨時用 7,500円	(料金) ・13mm(5㎡まで) 1,200円 ・20mm(7㎡まで) 1,680円 ・25mm(10㎡まで) 2,400円 ・30mm(15㎡まで) 3,900円 ・40mm(20㎡まで) 5,200円 ・50mm(25㎡まで) 6,500円 ・75mm(50㎡まで) 13,000円 ・100mm(1,200㎡まで) 312,000円 ・臨時用(10㎡まで) 6,700円	(料金) ・一般家庭用(8㎡まで) 1,820円 ・営業用(20㎡まで) 4,550円 ・団体用(50㎡まで) 11,370円
85	下水道関係	26-5-7	下水道使用料	(使用料) 基本料金(10㎡まで) 943円	(使用料) 基本料金(5㎡まで) 850円	該当なし
86		26-5-7	水洗便所改造資金貸付事業	(対象) 汲み取り便所を改造しようとする者 (内容) 水洗化工事に伴う貸付 (貸付額) 48万円以内	(対象) 汲み取り便所を改造しようとする者 (内容) 水洗化工事に伴う貸付 (貸付額) 70万円以内	該当なし
87		26-5-7	水洗化改造等工事資金助成事業	該当なし	(対象) 汲み取り便所を改造しようとする者 (内容) 水洗化工事に伴う助成 (助成額) 工事費の1/5以内(工事費の限度額は50万円)	該当なし
88		26-5-7	受益者負担金(分担金)	(負担金) 受益面積×単価(485円) 年4回5年分割(20回払)	(分担金) 一家屋当たり 100,000円 一括納付 90,000円 年4回 10回払	該当なし
89	教育管理関係	26-6-1	児童生徒国内外交流事業	「沖縄県恩納村中学生交流事業」 (内容) 沖縄県恩納村中学生交流委員会が実施する交流事業に補助 毎年2月の恩納村からの訪問団受入れ 2年ごとの恩納村への訪問・双方25人の中学生の交流	「子ども親善大使派遣事業」 (内容) 毎年、中学2年生を子ども親善大使として、村に移住してきた「石川県門前町」(友好町村)に3泊4日の日程で派遣 「実施時期」毎年5月	「中学2年生海外(ハワイ)派遣研修事業」 (内容) 国際感覚の情勢と我が村の良さを再認識するため、ハワイに研修派遣する。 「実施時期」毎年7月
90	幼稚園関係	26-6-2	幼稚園運営事業	(保育料) 月額7,500円 (入園料) 4,000円	該当なし	該当なし
91		26-6-2	幼稚園就園奨励費交付事業	(対象) 幼稚園児がいる低所得世帯及び生活保護世帯の者 (内容) 保育料の減免措置 (減免額) 所得状況、園児数により異なる	該当なし	該当なし
92	学校教育関係	26-6-3	奨学金支給事業	(対象) 能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学が困難な者 (内容) 奨学金支給 (支給額) ・高校生 月額5,000円(支度金5,000円) ・高等専門学校生 1～3年 月額5,000円(支度金5,000円) 4～5年 月額7,000円(支度金10,000円) ・大学生 月額7,000円(支度金10,000円)	該当なし	該当なし
93		26-6-3	児童生徒通学費助成事業	該当なし	(対象) 小中学校生徒児童の保護者 (内容) 回数券の助成 (助成額) 通学に要する費用全額	(対象) 小中学校生徒児童の保護者 (内容) 通学費の助成 (助成額) 通学に要する費用全額

連番	分類	協議項目	事業名	石狩市	厚田村	浜益村
94	給食センター等	26-6-7	給食事業	(給食費単価)・小学生 224～236円 ・中学生 273円 (会計) 公会計 (徴収方法) 口座引落し (運営) 公務サービスへ委託	(給食費)・小学生 240円 ・中学生 284円 (会計) 公会計 (徴収方法) 口座引落し (運営) 村直営	(給食費)・小学生 240～250円 ・中学生 290円 (会計) 私会計 (徴収方法) 学校 (運営) 村直営